

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第72期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 株式会社R I S E

【英訳名】 RISE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芝辻 直基

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目15番7号  
新六本木ビル4階

【電話番号】 03(6632)0711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目15番7号  
新六本木ビル4階

【電話番号】 03(6632)0711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第71期 第3四半期 連結累計期間	第72期 第3四半期 連結累計期間	第71期
会計期間		自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成29年4月1日 至平成29年12月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高	(百万円)	185	479	246
経常損失( )	(百万円)	69	108	161
親会社株主に帰属する 四半期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失( )	(百万円)	70	234	162
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	71	234	163
純資産額	(百万円)	2,628	2,134	2,535
総資産額	(百万円)	3,096	2,565	3,010
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )	(円)	2.03	1.31	3.42
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	84.9	83.2	84.2

回次		第71期 第3四半期 連結会計期間	第72期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成28年10月1日 至平成28年12月31日	自平成29年10月1日 至平成29年12月31日
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	0.62	0.50

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第71期第3四半期および第71期通期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第72期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、継続して売上高の減少や営業損失、経常損失を計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しております。

しかしながら、「3〔財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕(5)事業等のリスクに記載した継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられるなど回復基調が続いておりますが、景気の先行きは、海外の政治情勢や経済の不確実性等が懸念され依然として不透明な状況であります。

このような状況の下、当社グループは、賃貸物件の運営を主体とした不動産事業を収益の柱として事業を推進しております。

売上高につきましては、販売用不動産の売却収入と賃貸収入を計上しております。また、固定資産を売却したことにより固定資産売却益を計上しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は479百万円(前年同四半期は185百万円)、営業損失105百万円(前年同四半期は70百万円の営業損失)、経常損失108百万円(前年同四半期は69百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純利益234百万円(前年同四半期は70百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

#### (2) 財政状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は2,565百万円となり、前連結会計年度末に比べて444百万円減少しました。これは、現金及び預金が795百万円増加しましたが、たな卸資産の売却による減少330百万円および、固定資産の売却等により建物(純額)が385百万円、土地が516百万円それぞれ減少したことが主な要因です。

負債は431百万円となり、前連結会計年度末に比べて43百万円減少しました。これは、未払消費税等が44百万円増加しましたが、支払手形及び買掛金が10百万円、未払法人税等が8百万円、長期借入金の一部返済により24百万円それぞれ減少したことが主な要因です。

純資産は2,134百万円となり、前連結会計年度末に比べて400百万円減少しました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益234百万円を計上しましたが、優先株式に対する配当金の支払165百万円及び優先株式の一部取得による支出470百万円により資本剰余金が635百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続して売上高の減少や営業損失、経常損失を計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しております。

第1四半期連結累計期間に賃貸宿泊施設を売却したことにより賃貸収入が減少しておりますが、経営基盤の拡大による収益力強化を目指し、新規事業の立ち上げに取り組んでおります。また、資金面においては、負債を大幅に上回る現預金を有しており安定しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、販売用不動産売却により売上高は前年同期に比べ大幅に増加しております。

(7) 主要な設備

第1四半期連結累計期間において、以下の主要な設備を売却しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					売却年月日
				建物 (百万円)	構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
提出会社	府中市賃貸用土地建物 (東京都府中市)	不動産事業	賃貸宿泊施設	351	0	0	516 (1,074.11)	868	平成29年6月7日

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,000,000
A種優先株式	20,000,000
計	165,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,013,277	96,013,277	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)1、2
A種優先株式	6,244,307	6,244,307	非上場	(注)2、3
計	102,257,584	102,257,584		

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

2. 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、A種優先株式は定款の定めに基づき、以下に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

3. A種優先株式の内容は、次のとおりであります。なお、単元株式数は100株であります。

##### (1) 優先配当金

###### 優先配当金

当社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式を有する株主(以下、「本優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(もしあれば、以下、「本優先株質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通株質権者」という。)に先立ち、剰余金の配当を行う(以下、当該配当金を「優先配当金」という。)。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当率を乗じて算出した額とする(ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金については、この額に、払込日から平成20年3月31日までの期間につき、1年365日とする日割計算を適用して算出される金額とし、A種優先株式の併合が行なわれる場合、優先配当金の額は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)。優先配当金は、円未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、当社が下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 450bps(bpsとは、利回り単位100分の1%)

日本円TIBOR(6ヶ月物)とは、各事業年度の末日の東京時間午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって算出され公表される数値を指すものとする。当該日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日、ロンドン時間午前11時における日本円LIBOR(6ヶ月物)として、英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと合理的に認められるものを用いるものとする。

配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

###### 優先中間配当金

当社が中間配当を行う場合、当社は、本優先株主又は本優先株質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり優先配当金の2分の1に相当する額を優先中間配当金として支払う。

**累積条項**

ある事業年度において、本優先株主又は本優先株質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、「累積未払優先配当金」)については、当該翌事業年度以降の剰余金の配当に際して、普通株主又は普通株質権者に対する剰余金の配当に先だて、支払われるものとする。

**参加条項**

普通株主又は普通株質権者に対して利益配当金(中間配当金を含む。)を支払うときは、本優先株主又は本優先株質権者に対し、1株につき普通株主又は普通株質権者と同額を優先配当金に加算して支払う。

**(2) 残余財産の分配**

当社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主又は本優先株式質権者に対して、普通株主又は普通株質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり500円(優先株式の併合が行なわれる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)および累積未払優先配当金を支払う。

**(3) 議決権**

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に先立つ取締役会において、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会より、累積未払優先配当金全額の支払いがなされるまでの間に開催される株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。

**(4) 対価を当社の普通株式とする取得請求権**

本優先株主は、平成20年7月31日以降、平成29年7月31日までの間、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式1株につき普通株式数4株の割合でA種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

A種優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、A種優先株式および普通株式について株式の併合が行なわれた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行なわれた場合、本優先株主による当該転換請求により優先株主が取得する普通株式数は、A種優先株式発行日の発行済普通株式総数および発行済A種優先株式総数と、普通株式の当該発行、A種優先株式もしくは普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数およびA種優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。

当該取得請求権の行使期間は、平成29年7月31日をもって満了しております。

**(5) 対価を金銭とする取得請求権**

本優先株主は、平成20年7月31日以降、平成29年7月31日までの間、A種優先株式の全部又は一部を、当社に対して、A種優先株式1株につき500円(A種優先株式の併合が行なわれる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)の割合で買い取ることを請求した場合、当社の取締役会決議による承認を経てA種優先株式を買い取る。かかるA種優先株式の取得請求権に基づく当社のA種優先株式の取得は、法令の範囲内の金額を限度とする。

当該取得請求権の行使期間は、平成29年7月31日をもって満了しております。

**(6) 株式の併合又は分割**

当社は、A種優先株式について株式の分割は行なわない。

**(7) 譲渡制限**

A種優先株式の譲渡につき、譲渡制限は定めない。

**(2) 【新株予約権等の状況】**

該当事項はありません。

**(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】**

該当事項はありません。

**(4) 【ライツプランの内容】**

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年12月31日		102,257,584		2,000		85

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,244,300		「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 96,009,300	960,093	同上
単元未満株式(注)2	A種優先株式 7 普通株式 3,977		同上
発行済株式総数	102,257,584		
総株主の議決権		960,093	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式65株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(注) 当社所有の自己株式65株はすべて単元未満株式であるため、上記には含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第71期連結会計年度 アスカ監査法人

第72期第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間 新日本有限責任監査法人



1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	435	1,231
たな卸資産	330	0
その他	2	2
流動資産合計	767	1,234
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,394	777
減価償却累計額	624	392
建物（純額）	770	384
土地	1,418	902
その他	11	10
減価償却累計額	10	10
その他（純額）	1	0
有形固定資産合計	2,190	1,287
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	52	44
固定資産合計	2,242	1,331
資産合計	3,010	2,565

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11	0
1年内返済予定の長期借入金	32	32
未払法人税等	18	10
未払消費税等	3	47
その他	25	4
流動負債合計	90	95
固定負債		
長期借入金	270	245
繰延税金負債	9	-
退職給付に係る負債	4	4
資産除去債務	1	1
その他	97	83
固定負債合計	383	335
負債合計	474	431
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	808	172
利益剰余金	272	38
自己株式	0	0
株主資本合計	2,535	2,134
純資産合計	2,535	2,134
負債純資産合計	3,010	2,565

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	185	479
売上原価	77	401
売上総利益	107	77
販売費及び一般管理費	178	183
営業損失( )	70	105
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
投資有価証券運用益	1	-
その他	4	0
営業外収益合計	6	0
営業外費用		
支払利息	4	4
支払手数料	0	-
営業外費用合計	4	4
経常損失( )	69	108
特別利益		
固定資産売却益	-	338
特別利益合計	-	338
特別損失		
固定資産除却損	0	-
出資金評価損	-	3
特別損失合計	0	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	69	225
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	1	9
法人税等合計	0	8
四半期純利益又は四半期純損失( )	70	234
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	70	234

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	70	234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	-
その他の包括利益合計	1	-
四半期包括利益	71	234
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	71	234
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
投資その他の資産	60百万円	60百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
減価償却費	51百万円	38百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月12日 取締役会	A種優先株式	685	95.37	平成28年3月31日	平成28年5月25日	資本剰余金

基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年5月25日付で、資本剰余金を原資として優先株式に対する配当金685百万円の支払を実施  
いたしました。この結果、資本剰余金が685百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月12日 取締役会	A種優先株式	165	23.03	平成29年3月31日	平成29年5月25日	資本剰余金

基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年5月25日付で、資本剰余金を原資としてA種優先株式に対する配当金165百万円の支払を実施  
いたしました。この結果、資本剰余金が165百万円減少しております。

また、平成29年7月31日付で、A種優先株式940,000株を470百万円で取得し、同日付で、取得したA種優先株式  
のすべてを消却いたしました。この結果、資本剰余金が470百万円減少しております。

これらにより、当第3四半期連結会計期間末において資本剰余金が172百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失金額( )	2円03銭	1円31銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(百万円)	70	234
普通株主に帰属しない金額(百万円)	124	108
(うち優先株式配当金)	(124)	(108)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(百万円)	194	126
普通株式の期中平均株式数(千株)	96,013	96,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成29年7月31日付でA種優先株式940,000株を消却しており、当第3四半期連結会計期間末の株式総数は、6,244,307株となっております。

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。  
2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 2月14日

株式会社R I S E  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 榊 正 壽 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社R I S Eの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社R I S E及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の訂正後の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年5月26日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年6月23日付けで無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。